

国立・国定公園特別地域内での工作物の設置に係る審査基準の概要

風力発電施設の設置については、現時点で特化した基準がなく、下記の「その他の工作物」に係る基準を適用しています。

地種区分	一般建築物の新築等	分譲地等内の建築物の新築等	車道の新築等	その他の工作物の新築等
特別保護地区	原則として不可	原則として不可	原則として不可	原則として不可
第1種特別地域			残土を特別地域、特別保護地区等において処理しない 農林漁業等、地域住民の日常生活に必要、公益上必要等のいずれかに該当 土砂の流出・崩壊の防止措置 大規模な切土・盛土を伴わない 擁壁その他工作物の色彩・形態が周辺の風致景観と著しく不調和でない	
第2種特別地域	植生の復元が困難な地域等で行われるものでない 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 土地勾配：30%以下 公園事業道路等の路肩から20m、それ以外の道路から5m以上離れている 敷地境界線から5m以上離れている 高さ13m以下 建築面積：2000m ² 以下 等	植生の復元が困難な地域等で行われるものでない 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 保存緑地において行われるものでない 分譲地内の建築物については、2階建て以下かつ高さが10m以下 集合別荘等については高さ13m以下 敷地面積が1000m ² 以上 敷地面積を戸数で除した面積が250m ² 以上 総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%・40%以下(2特)並びに20%・60%以下(3特) 土地勾配が30%以下 自然草地等でないこと 公園事業道路等から20m以上、それ以外の道路から5m以上離れていること 敷地境界線から5m以上離れていること 建築物の建築面積が2000m ² 以下		植生の復元が困難な地域等で行われるものでない 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない 色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 公園事業道路等の路肩から20m以上離れているか、あるいは以下のいずれかを満たすこと ・公益上必要 ・農林漁業上必要 ・建築物の敷地内 ・地下に設置 あるいは既存工作物の建て替え
第3種特別地域				
海中公園地区	原則として不可	原則として不可		原則として不可

注1) なお、学術研究など公益上必要(公益性)、かつその場所でなければ目的が達成できない(必然性)場合等については例外とする規定が設けられており、公益との調整が図られることとなっています。

注2) この整理表は、基準の概略のみを示したものであり、正確な基準とは異なりますのでご注意ください。